

千葉市水道事業の 水道料金のあり方について



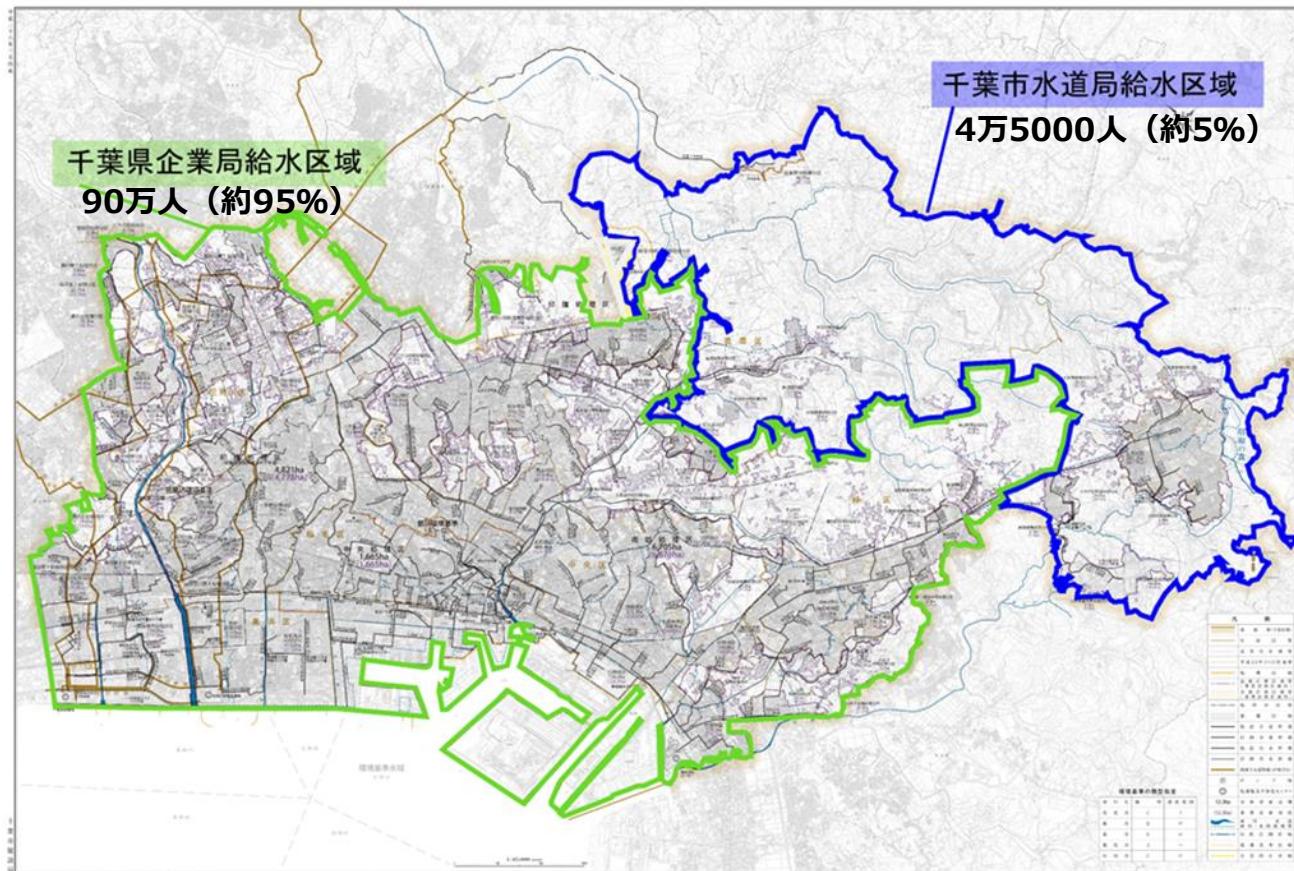
令和7年度第1回
千葉市水道事業運営協議会
令和7年10月17日（金）

千葉市水道局

1 千葉市営水道の現状について

(1) 給水区域

○市内の水道は、千葉県企業局(県営水道)が市内の給水人口の約95%に
千葉市水道局が約5%に給水しています。



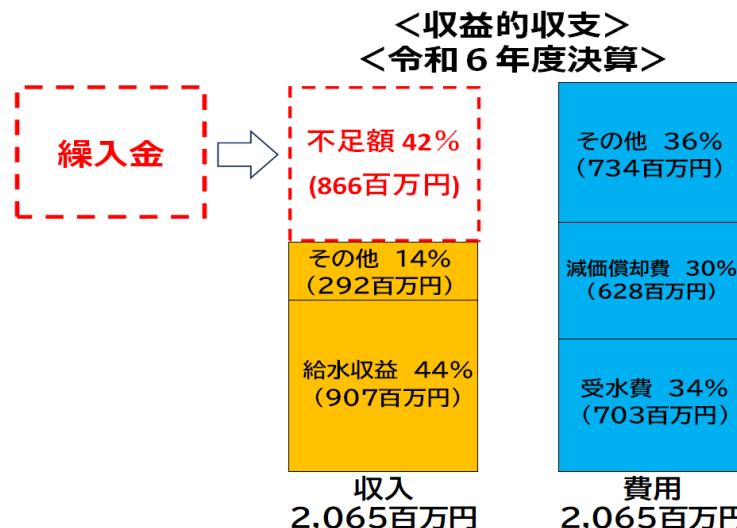
1 千葉市営水道の現状について

(2) 水道料金

- 水道事業は、原則、利用者が支払う料金で賄うことになっています。
- 市営水道の給水区域は、投下資本に対する料金回収率が著しく低い
エリアを給水区域としているものの、市民負担の公平性の観点から
市域の大部分を給水している県営水道と同一料金としているため、
水道料金のみでは収益的費用の半分程度しか賄うことができており
ません。

(千葉市の有収水量密度(R5) 0.77千m³/ha < 千葉県4.39千m³/ha、全国1.16千m³/ha)

- このため、収益的収入の不足額を一般会計からの繰入金(税金)に
よって賄っています。

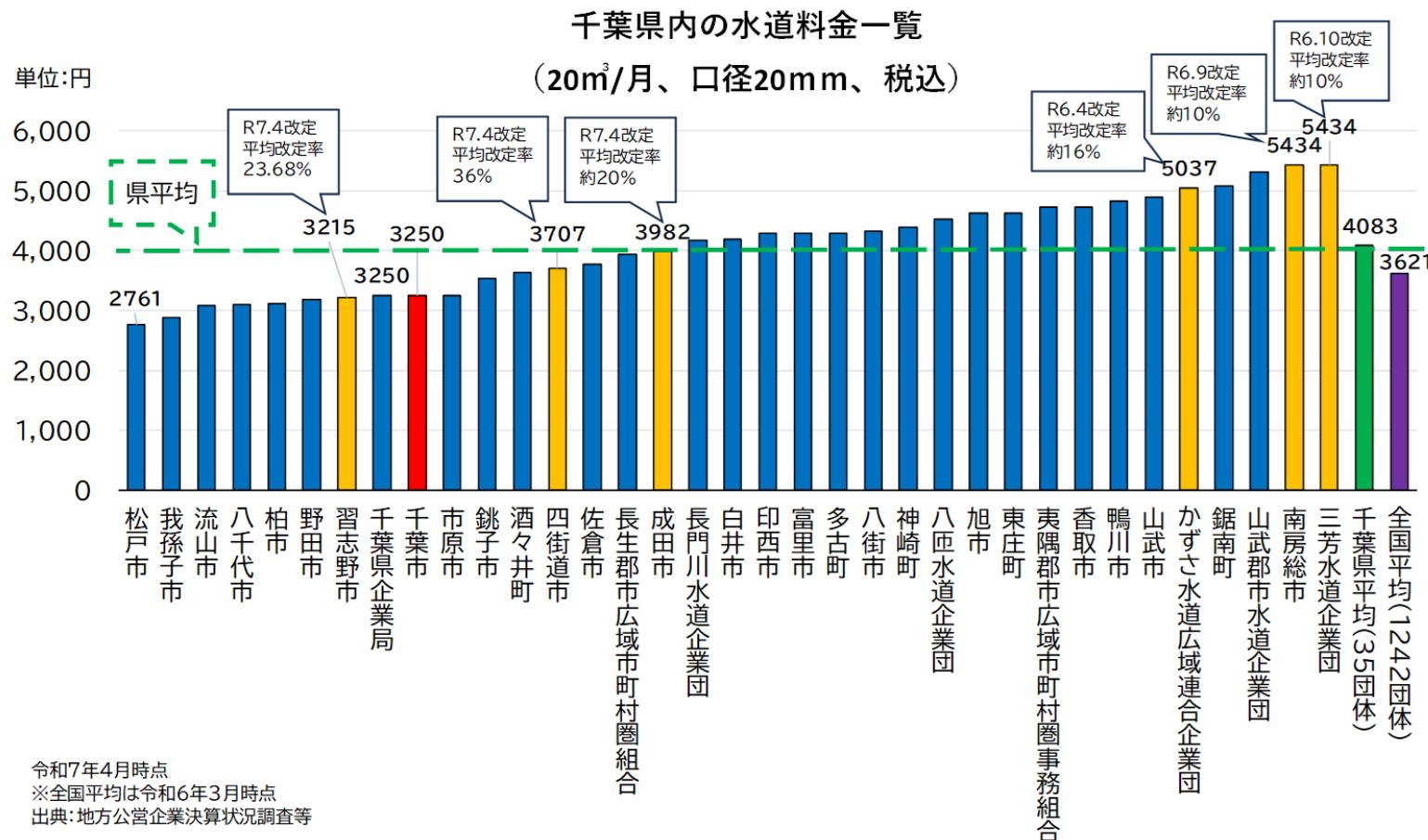


- 水道事業全体(収益的収入+資本的収入)では、一般会計から約16
億円が繰入れられています。

1 千葉市営水道の現状について

(3) 県内の水道の料金の比較

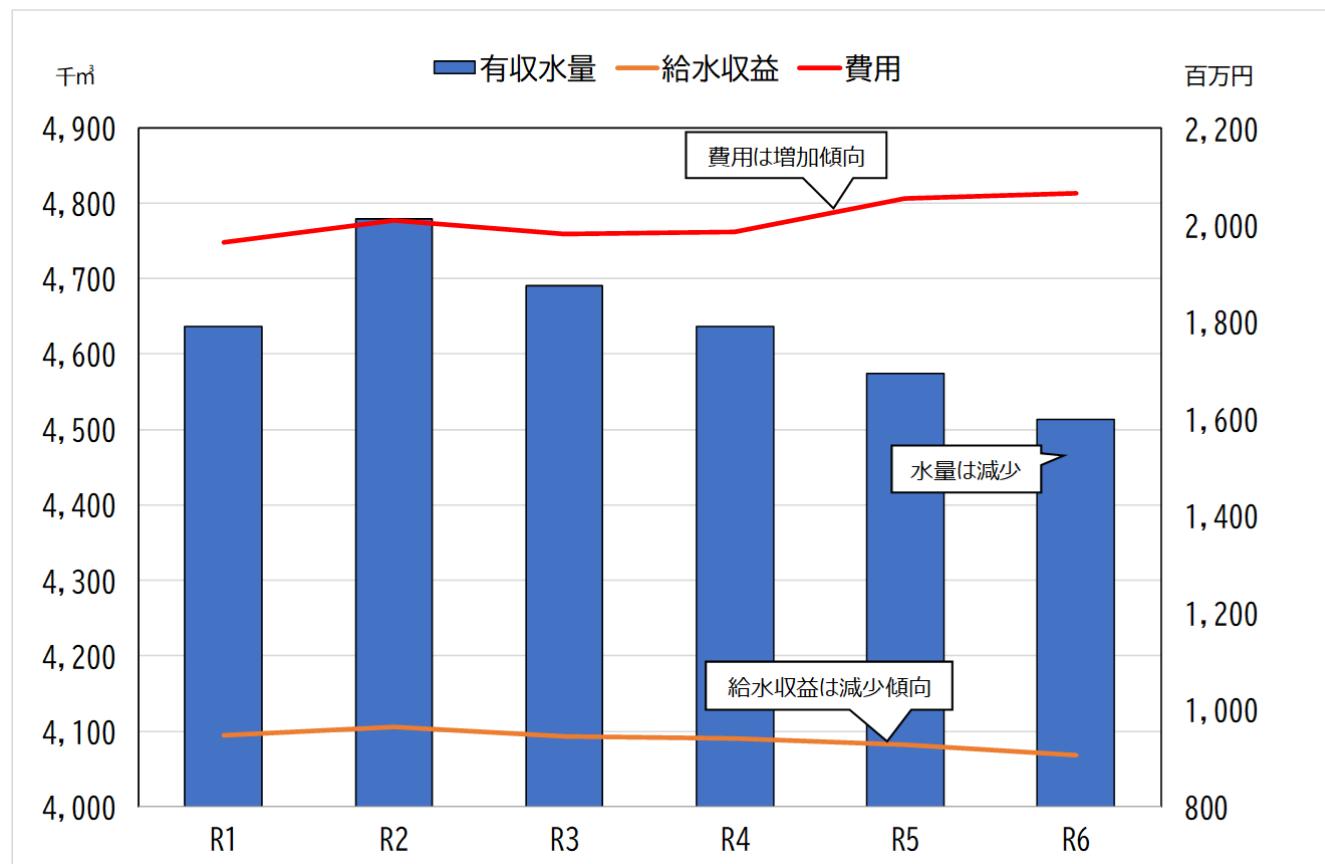
○市営水道は一般会計からの繰入金を受けることで、県内平均(4,083円)を下回る料金設定(3,250円)となっています。



1 千葉市営水道の現状について

(4) 経営状況（有収水量・給水収益・費用）

○人口の減少や節水機器の普及などにより、有収水量及び給水収益は減少傾向なもの、物価上昇等から営業費用は増加傾向となっており、環境の変化に応じた経営改善が求められています。



1 千葉市営水道の現状について

(5) 経営改善の取組み

○効率的な経営のため、これらに取り組んでいます。

収益確保
<ul style="list-style-type: none">・収納率の維持 ▶催告や給水停止など迅速な未納対策を実施し、収納率（約99%）を維持
<ul style="list-style-type: none">・有収率の維持 ▶給配水している水を収益につなげるため、調査により漏水などを早期に発見し、有収率（R5決算約98%⇒R6決算約99%）を維持〔参考：R5全国平均約90%※〕
費用削減
<ul style="list-style-type: none">・民間委託の推進 ▶浄水場管理業務や漏水調査業務などの民間委託を推進・可能な限り一括発注を行うことで費用を縮減
<ul style="list-style-type: none">・水源活用方策の検討 ▶千葉県等との広域連携により、長柄浄水場への第三者委託による未活用水源の活用を協議中
<ul style="list-style-type: none">・整備費の縮減 ▶管路・設備の更新を法定耐用年数での更新から実使用年数までに更新することに切り替えて費用を縮減
<ul style="list-style-type: none">・分水量の協議 ▶分水量について、千葉県企業局と毎年度協議し、適正な量を設定することにより、受水費を削減

※有収率の全国平均は地方公営企業決算状況調査を用いて算出（末端給水事業のみ）

1 千葉市営水道の現状について

(6) 施設の老朽化

- 昭和35年度の事業開始から約半世紀が過ぎ、老朽化した管路等の本格的な更新・改良の時期を迎えています。
- また、資材価格等が高騰しているなか、大規模な災害への対策も必要とされており、能登半島地震を踏まえた国の要請に応じ、令和7年には「上下水道耐震化計画」を策定しています。



2 千葉県営水道の料金改定について

（1）県営水道の概要

- 給水区域 千葉県北西部の11市(県面積の約9分の1)
 - ▶市川市、鎌ヶ谷市及び浦安市の全部
 - ▶千葉市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、印西市及び白井市の一部

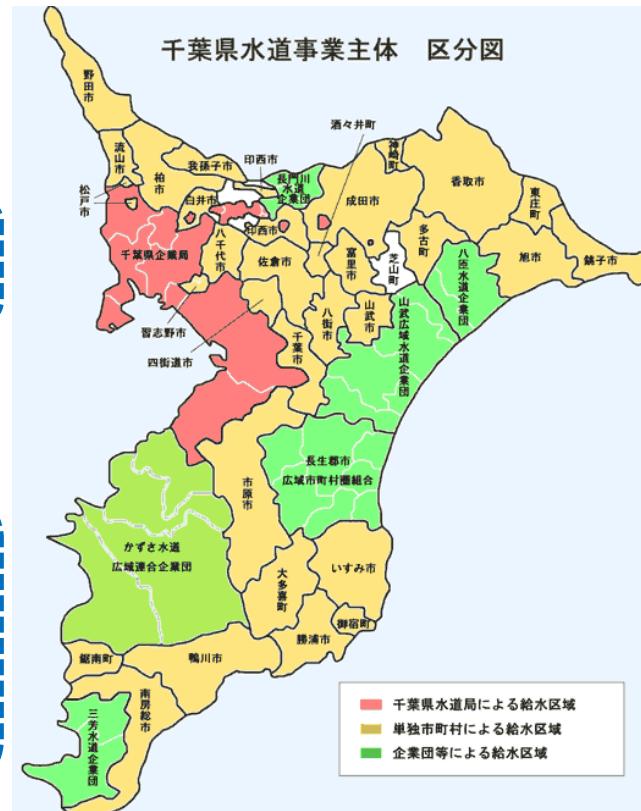
- 給水人口 308万人(県人口の約2分の1)
　　<令和6年3月末現在>

大規模事業者としては、東京都(1,379万人)、横浜市(375万人)、に次ぐ第3位の給水人口

- 料金改定 平成8年度に料金改定(15.9%)を実施して
以来、実質的な料金の引き上げをせずに経営

＜令和6年度決算見込＞

- ▶給水原価 水1m³を作るために係る費用 197.92円/m³
 - ▶供給単価 水1m³の販売収入 198.05円/m³
 - ▶純利益(消費税調整後) 48億円の黒字



2 千葉県営水道の料金改定について

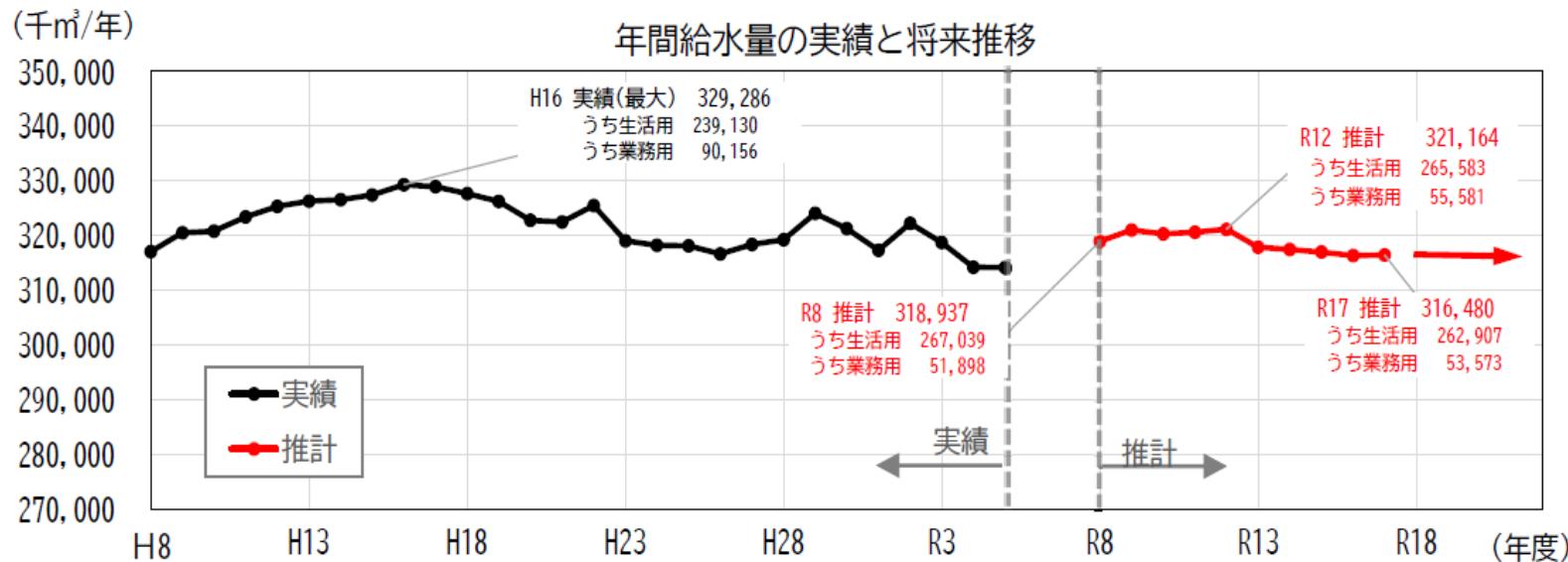
(2) 料金改定の経緯

- 平成8年4月の改定以降、30年近くに渡り水道料金の見直しを行っておりませんでしたが、これは更新対象となる管路や施設が比較的少なく推移していたこと、また長引くデフレの影響などにより、建設事業費等の経費が低く抑えられたことが要因。
- 今後は、高度経済成長期以降に集中的に整備した管路や施設が一斉に更新の時期を迎えること、また、近年の物価高騰に伴い様々な経費も増加していることなどから、可能な限り経費節減に努めても、赤字や資金不足は避けられないため、水道料金の引上げが必要。
- 今回の料金改定においては、近隣事業体の状況も踏まえ、基本料金の回収割合を高めつつ、全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系を検討したい。

2 千葉県営水道の料金改定について

(3) 収入見込みの考え方

- 給水量は令和12年度までは微増するものの、その後は緩やかな減少傾向で推移。
- 給水収益についても令和12年度までは微増。



※表は令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

2 千葉県営水道の料金改定について

(4) 費用見込みの考え方

○水を供給するために必要な費用については、以下のとおり見込んだ上で、物価上昇率等を乗じて最終的に費用を見込んでいます。

人件費	近年の給与水準の上昇等に伴う人件費の増加を踏まえ、令和6年度決算見込みをベースに推計
動力費	令和6年度決算見込額をベースに水需要見通しを使用して推計
薬品費	令和6年度を含む過去5年間の実績額の平均をベースに水需要見通しを使用して推計
修繕費	浄水場の配水池等は計画的な修繕、電気・機械設備は定期的な修繕を実施する経費を見込み推計 管路は直近の令和6年度決算見込より増額を見込み推計
委託料	浄給水場の運転管理委託は令和6年度を含む過去5年間の実績額の平均により推計 浄給水場や管路の保守点検等は直近の令和6年度決算見込より増額を見込み推計

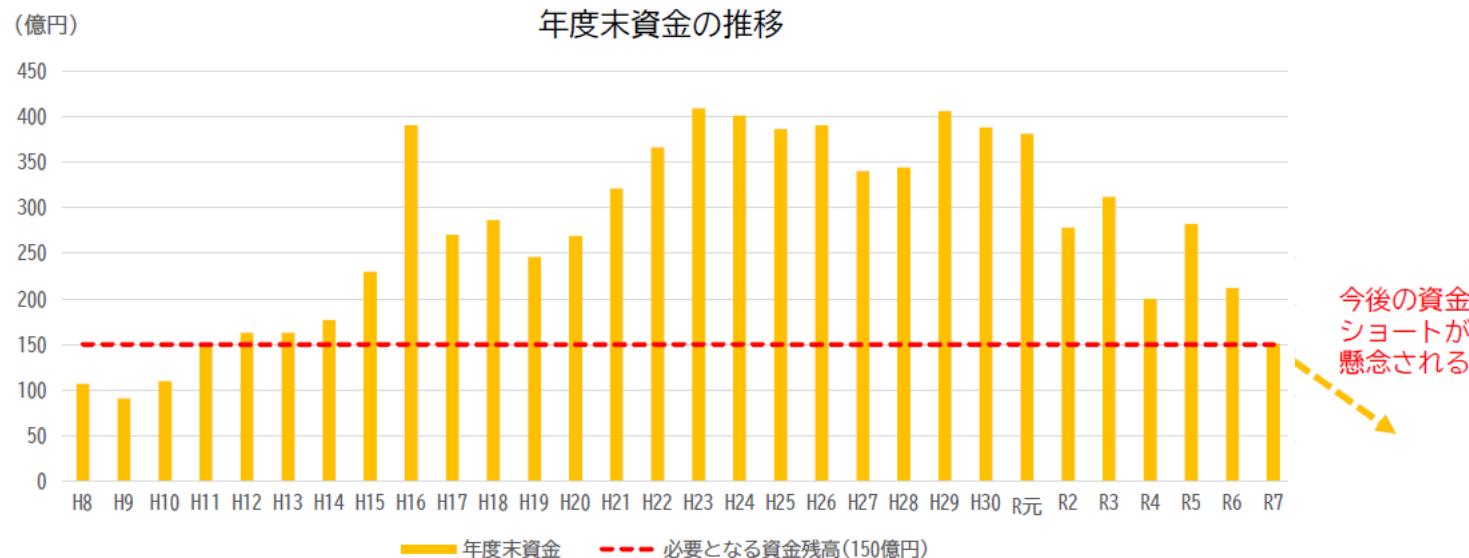
○水をきれいにし、安全に運ぶために必要な管路や浄給水場の更新・耐震化の建設事業費を以下のように見込んでいます。

- ・管路や浄給水場は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、今後急速に老朽化が進むことから、更新に係る建設事業費の増加を見込む。
- ・今後も首都直下地震などが予想されていることを踏まえ、防災対策をより一層進めいくことも加味する。
- ・なお、事業費の算出にあたっては、管路や浄給水場の老朽度調査に基づく新たな目標使用年数を使用した。

2 千葉県営水道の料金改定について

(5) 資金確保の考え方

- 事業の運営にあたっては、建設事業費、企業債の償還、人件費などの経費の支払いが生じるため、一定の保有資金を用意しておく必要があるが、資金残高は現在150億円近くまで減少しており、今後は資金ショートが懸念される。
- 今後必要な資金を確保するために企業債を最大限活用するものの、今後は大量の施設の更新に伴う大幅な事業費の増加により必要な資金が確保できないため、料金の引き上げが必要となる。



※令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

2 千葉県営水道の料金改定について

(6) 財政収支①

- 給水収益は微増となるものの、建設事業費の増に伴う減価償却費の増加や施設の老朽化の進行による修繕費の増加から、令和8年度以降は赤字となる見込み
- 資金ショートせずに建設事業費などの支払いが行える資金は確保できない見込み
- 赤字や資金不足を料金改定のみで解消するには、23.7%の値上げが必要

財政収支見通し(令和8~12年度)

(単位:億円)

料金改定無し

収益的収支	
収入	
うち給水収益	852
支出	
営業経費等	652
減価償却費	760
支払利息	422
純利益(消費税調整後)	319
	18
	48

R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8~R12計
852	847	856	865	875	874	4,317
652	655	660	661	662	664	3,301
760	823	845	867	901	928	4,365
422	458	473	486	506	522	2,445
319	343	348	355	364	371	1,780
18	23	24	27	31	35	140
48	△ 16	△ 32	△ 53	△ 82	△ 108	△ 292

資本的収支	
収入	
企業債	241
一般会計繰出金	210
支出	
建設事業費	0
企業債償還金	643
	520
	120

R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8~R12計
241	131	226	206	214	219	996
210	89	183	165	177	181	795
0	0	0	0	0	0	0
643	603	637	720	783	767	3,510
520	473	512	605	656	639	2,886
120	127	123	115	126	127	618

資金残高
資金残高

R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
212	△ 69	△ 179	△ 378	△ 664	△ 977	△ 977

2 千葉県営水道の料金改定について

(6) 財政収支②

○資金不足等を解消するためには23.7%の料金改定が必要であるが、今まで繰入れてこなかった一般会計からの繰入金を受けることにより、料金の引き上げを5.1%抑え、18.6%の料金改定で資金不足等を解消できる見込み

財政収支見通し(令和8~12年度)

(単位:億円)

収益的収支	
収入	R6
うち給水収益	852
	652
支出	R6
営業経費等	760
減価償却費	422
支払利息	319
純利益(消費税調整後)	18
	48

	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8~R12計
	852	964	970	977	987	987	4,885
	652	777	783	784	785	787	3,916
営業経費等	760	823	845	867	901	928	4,365
減価償却費	422	464	475	486	506	522	2,453
支払利息	319	343	348	355	364	371	1,780
純利益(消費税調整後)	18	23	25	27	32	39	146
	48	95	79	59	29	0	261

料金改定後 18.6%

資本的収支

収入	
企業債	241
一般会計繰出金	210
支出	0
建設事業費	643
企業債償還金	520
	120

	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8~R12計
	241	239	227	293	389	425	1,573
企業債	210	145	139	186	271	307	1,048
一般会計繰出金	0	52	44	66	81	81	324
支出	643	603	637	720	783	770	3,513
建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
企業債償還金	120	127	123	115	126	130	621

資金残高

資金残高
212

R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
212	150	150	150	151	150	150

※令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

2 千葉県営水道の料金改定について

(7) 値上げ幅抑制の取組み

一般会計から県営水道（特別会計上水道事業会計）への繰出金について

- 上水道事業については、国の定めた繰出基準に基づき、水道管路の耐震化等について、一般会計から支援を受けることができるとされている
- ただし、本県では、一般会計の収支状況の悪化等に伴い、平成15年度以降、一般会計からの繰入れが行われてこなかった
- 今回、料金改定にあたり、引上げによる使用者の負担を少しでも軽減するため、繰入を受けることにより、引上げ幅を抑えることとした
- 令和7年度の繰出基準※に基づき算出すると、5年間（R8～R12）の繰出見込額は324億円となる

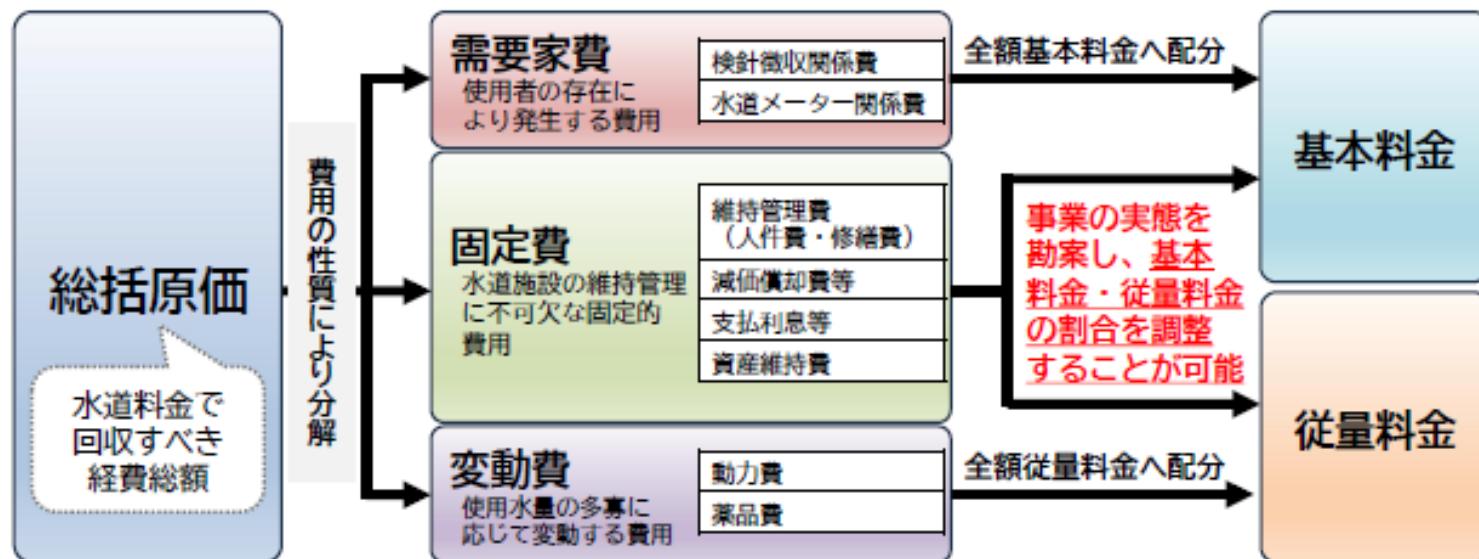
※令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方公共団体の水道事業の防災対策強化の観点から、繰出額の算出方法が見直され、令和6年度の繰出基準と比べて繰出額が大幅に増加

→一般会計からの繰入により、料金の引上げを5.1%抑え、18.6%とすることができる

2 千葉県営水道の料金改定について

(8) 水道料金の算定方法①

- 全国的な算定基準である「水道料金算定要領※」に沿って算定。
(※旧厚生省の依頼に応じ、(公社)日本水道協会が策定)
- 水道料金で回収すべき経費総額を算出した後、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、それらを基本料金・従量料金に配分して料金を設定。
- 「需要家費」は全額基本料金、「変動費」は全額従量料金に配分される。「固定費」は複数の配分基準が設けられており、事業の実態を勘案し、基本料金・従量料金の割合を調整することができます。



※図は令和7年度第1回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

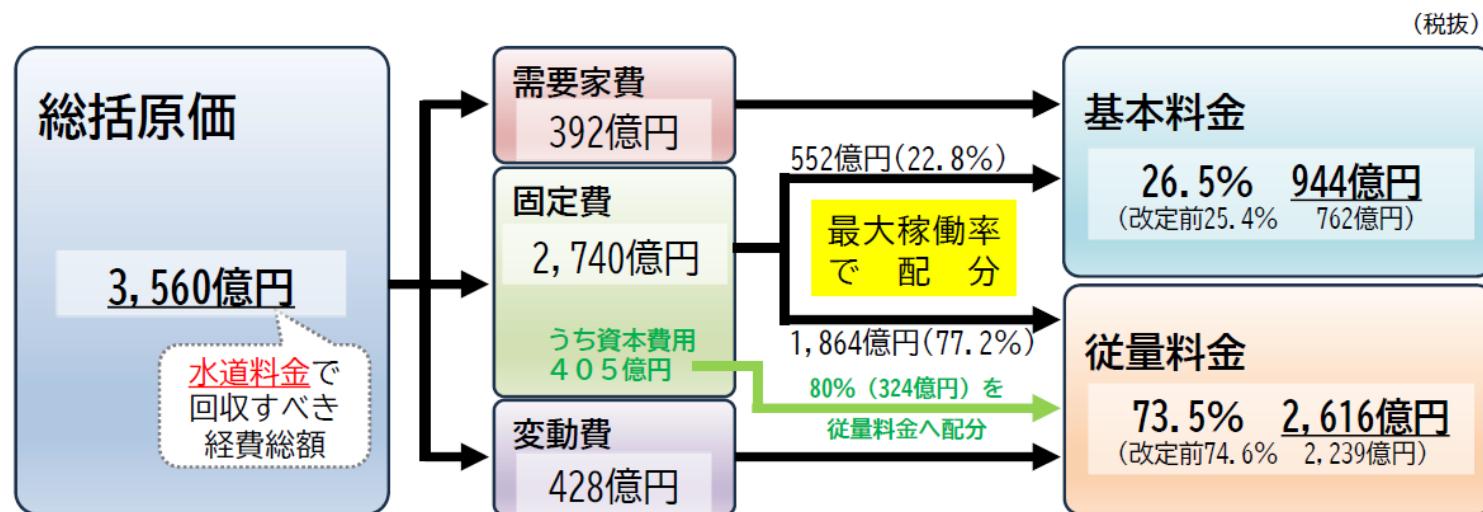
2 千葉県営水道の料金改定について

(9) 水道料金の算定方法②

○「算定要領」に定めのある基本料金の軽減措置を適用し、固定費のうち資本費用の80%を従量料金へ配分したうえで、残余を最大稼働率を用いて基本料金と従量料金に配分しています。

⇒ 基本料金割合： 現行25.4% → 26.5%

従量料金割合： 現行75.4% → 73.5%



※図は令和7年度第2回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

2 千葉県営水道の料金改定について

(10) 新料金体系案

- 基本料金と従量料金を合わせた水道料金の口径ごとの平均改定率のバランスを欠かない程度(20%を超えないよう)に、従量料金の低水量区分の改定率を高く、その分、高水量区分の改定率を低く設定、遙増度(※)を緩和。

(※県営水道の料金体系は、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金単価が段階的に高くなる遙増料金制)

■ 試算結果

水道料金回収額 (R8～R12)			(税抜)
	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,353億円	19.3%
大口径	1,029億円	1,207億円	17.3%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

- 従量料金は均一料金が原則とされ、遙増料金制はかつて給水量が右肩上がりだった時代に、多量使用を抑制するために導入されましたが、人口減少などに伴う水需要の減少が将来的に見込まれる現状と合わなくなっています。

2 千葉県営水道の料金改定について

(11) 新料金表案とモデルケース別料金の試算

■ 基本料金単価

(1か月・税抜)

口径	現行	改定案	(改定額、改定率)
小口径	13mm	380円	470円 (+90円、+23.7%)
	20mm	890円	1,103円 (+213円、+23.9%)
	25mm	1,590円	1,970円 (+380円、+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円 (+1,516円、+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円 (+3,437円、+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円 (+7,901円、+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円 (+15,253円、+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円 (+42,393円、+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円 (+85,932円、+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円 (+153,007円、+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円 (+245,145円、+23.9%)
平均改定率 23.9%			

■ 従量料金単価

(1か月・税抜)

使用水量	現行	改定案	(改定率)
1～10 m ³	57円	67円 (+17.5%)	
11～20 m ³	150円	175円 (+16.7%)	
21～40 m ³	244円	285円 (+16.8%)	
41～100 m ³	326円	380円 (+16.6%)	
101～500 m ³	404円	471円 (+16.6%)	
501 m ³ ～	441円	514円 (+16.6%)	
平均改定率 16.8%			

※千葉県水道事業運営審議会が答申を行うまでの仮の料金表

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	改定後
小口径	単身 (13mm) 	910円 【月8 m ³ 】	1,100円 (+190円、+20.9%)
	3人家族 (20mm) 	3,250円 【月20 m ³ 】	3,870円 (+620円、+19.1%)
大口径	飲食店等 (25mm) 	6,710円 【月30 m ³ 】	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
	ホテル等 (100mm) 	978,180円 【月1,945 m ³ 】	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。

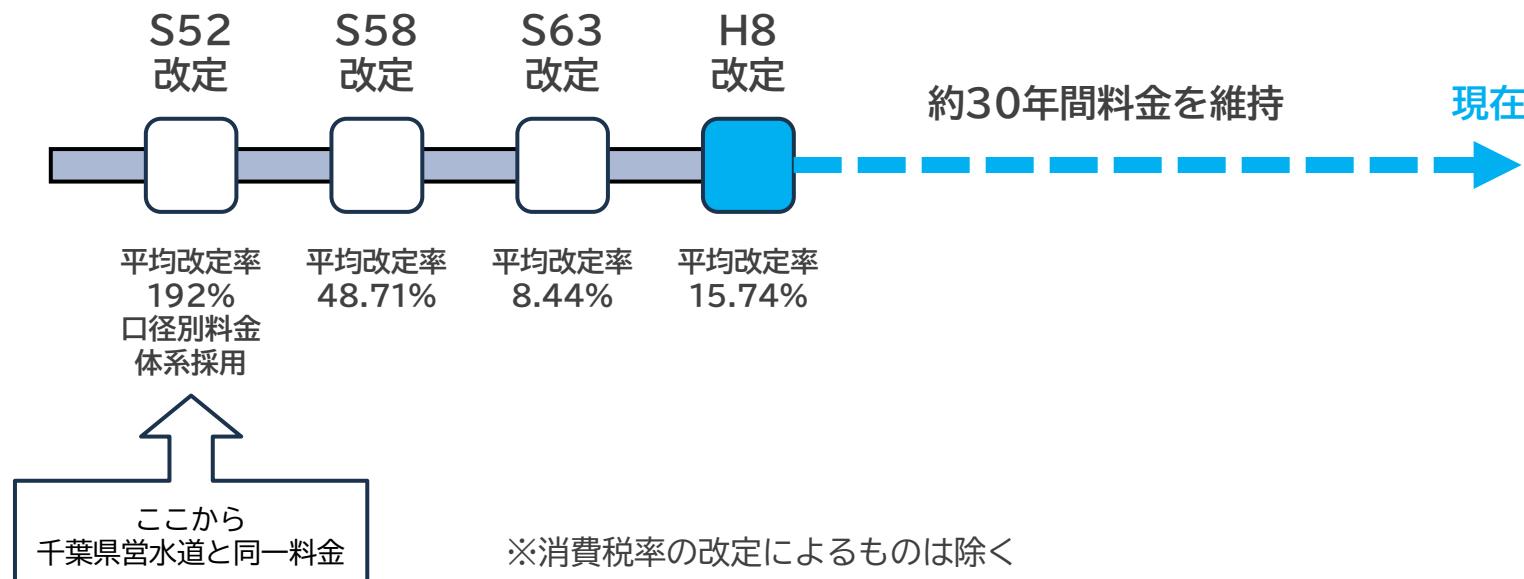
※ 実際のご請求は2か月に1回です。

※令和7年度第2回千葉県水道事業運営審議会資料から抜粋

3 千葉市営水道の料金について

(1) 水道料金改定率の変遷

○市営水道の水道料金は、昭和52年度に料金改定を行い、千葉県営水道と同一料金となり、平成8年度の改定以降、約30年間料金改定を行っておりません。



3 千葉市営水道の料金について

(2) 給水原価と一般会計繰入金

- 給水原価は供給単価の約2倍となっています。
- 政策的に市営水道料金を県営水道料金と同一とするため、費用が料金収入を上回る不足額(費用の4割程度)は、一般会計からの繰入金(税金)によって賄っています。
- 収益的収入の繰入金は、国が定める基準の繰入金(約1.4億円)だけでは足りず、基準外の繰入金(約7.3億円)も繰入れています。
- このほか、資金残高が枯渇しているため、資本的収入の繰入金として約7.7億円(基準内0.4億円+基準外7.3億円)も別に繰入れています。

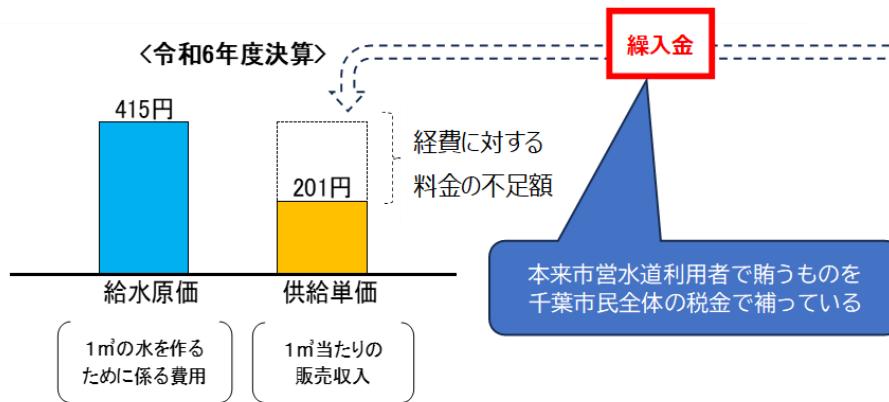
繰入金のイメージ図

○水道事業は必要な経費を原則料金収入によって賄う

<若葉区と緑区の一部を給水区域とする市営水道の場合>

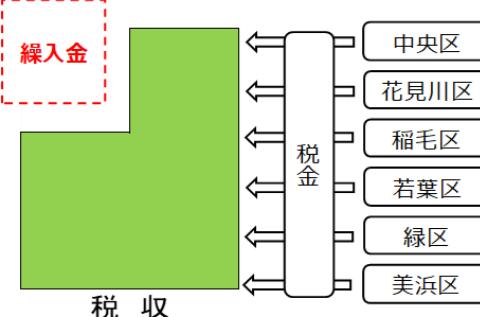
【水道事業会計】

1m³の水を作るのに415円の経費が必要にもかかわらず、県営水道と同一料金としているため、1m³当たりの使用者の平均単価が201円と極めて低い



【一般会計】

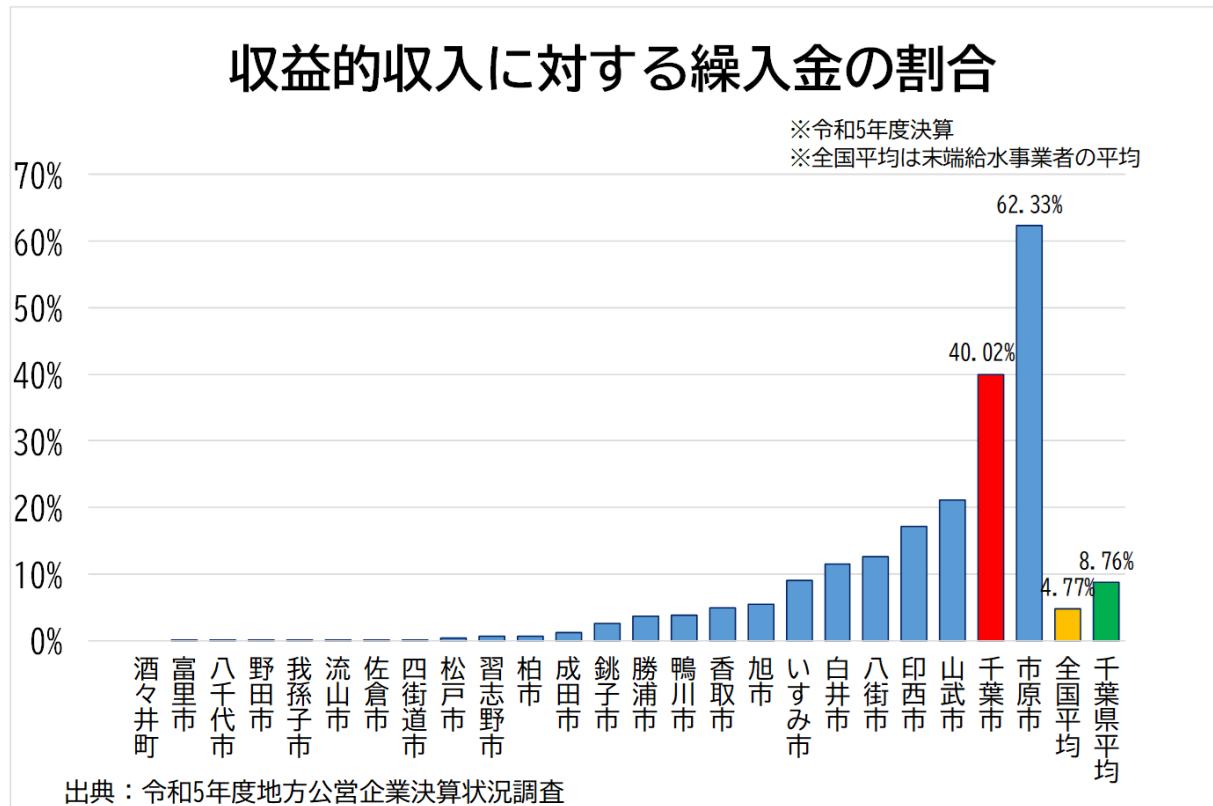
市民負担の公平を図るために
一般会計から水道事業会計に繰入を実施



3 千葉市営水道の料金について

(3) 収益的収入に係る繰入金の県内の状況

- 水道事業のような地方公営企業は原則として独立採算制とされ、一般会計からの繰入金は原則国基準に基づく必要最小限のものとされています。
- しかし、本市を他市と比較してみると、基準外を含む繰入金の依存度が非常に高い事業体となっています。



3 千葉市営水道の料金について

(4) 県営水道の料金改定に伴う市営水道への影響①

- 市営水道は、利用者へ供給する水の約9割を県営水道から水を購入して給水しているため、県が料金改定を行うと、県からの水の購入費用である受水費も増加し、一般会計から従来と同程度の繰入金を繰り入れた場合でも、市営水道が料金改定を行わないままでは収支バランスが崩れ、赤字が発生します。
- また、赤字の発生により資金不足が生じると、浄水場を運転するための維持管理費や、老朽化に伴う施設の更新・耐震化の整備に必要な工事費等を支払えず、安定的な給水を維持できなくなります。

A【受水費改定前】

(単位:百万円 税抜)

収益的収支	R8	R9	R10	R11	R12
給水収益	932	929	922	917	916
繰入金	984	1,011	1,113	1,098	1,184
その他	222	195	183	186	186
収益計①	2,138	2,135	2,218	2,201	2,286
受水費	717	716	709	706	709
その他	1,421	1,419	1,509	1,495	1,577
費用計②	2,138	2,135	2,218	2,201	2,286
差引(①-②)	0	0	0	0	0

(単位:百万円 税込)

資本的収支	R8	R9	R10	R11	R12
企業債	768	858	918	1,231	1,158
繰入金	835	756	701	564	495
その他	133	255	343	316	323
収益計①	1,736	1,869	1,962	2,111	1,976
建設改良費	1,300	1,519	1,675	1,919	1,854
その他	969	942	909	846	841
費用計②	2,269	2,461	2,584	2,765	2,695
差引(①-②)	△ 533	△ 592	△ 622	△ 654	△ 719
留保資金	533	592	622	654	719
資金残高(累計)	0	0	0	0	0

B【受水費改定後】+【市水料金改定なし】

(単位:百万円 税抜)

収益的収支	R8	R9	R10	R11	R12
給水収益	932	929	922	917	916
繰入金	984	1,011	1,113	1,098	1,184
その他	222	195	183	186	186
収益計①	2,138	2,135	2,218	2,201	2,286
受水費	851	850	841	837	840
その他	1,428	1,425	1,514	1,501	1,582
費用計②	2,279	2,275	2,355	2,338	2,422
差引(①-②)	△ 141	△ 140	△ 137	△ 137	△ 136

赤字の
拡大

(単位:百万円 税込)

資本的収支	R8	R9	R10	R11	R12
企業債	768	858	918	1,231	1,158
繰入金	835	756	701	564	495
その他	133	255	343	316	323
収益計①	1,736	1,869	1,962	2,111	1,976
建設改良費	1,300	1,519	1,675	1,919	1,854
その他	969	942	909	846	841
費用計②	2,269	2,461	2,584	2,765	2,695
差引(①-②)	△ 533	△ 592	△ 622	△ 654	△ 719
留保資金	402	465	499	533	596
資金残高(累計)	0	0	0	0	0

資金不足
の拡大

※改定後の中長期経営計画を踏まえた収支シミュレーション

3 千葉市営水道の料金について

(5) 県営水道の料金改定に伴う市営水道への影響②

○県営水道と同じ料金改定を行った場合、赤字は生じなくなり、資金不足も解消されます。

【受水費改定後】+【市水料金改定あり】

(単位:百万円 税抜)

収益的収支	R8	R9	R10	R11	R12
給水収益	1,105	1,102	1,094	1,089	1,088
繰入金	948	975	1,077	1,063	1,149
その他	222	197	183	185	186
収益計①	2,275	2,274	2,354	2,337	2,423
受水費	851	850	841	837	840
その他	1,424	1,424	1,513	1,500	1,583
費用計②	2,275	2,274	2,354	2,337	2,423
差引(①-②)	0	0	0	0	0

損益収支
のバランス
が均衡

(単位:百万円 税込)

資本的収支	R8	R9	R10	R11	R12
企業債	768	858	918	1,231	1,158
繰入金	829	756	700	564	494
その他	133	255	343	316	323
収益計①	1,730	1,869	1,961	2,111	1,975
建設改良費	1,300	1,519	1,675	1,919	1,854
その他	969	942	909	846	841
費用計②	2,269	2,461	2,584	2,765	2,695
差引(①-②)	△ 539	△ 592	△ 623	△ 654	△ 720
留保資金	539	592	623	654	720
資金残高(累計)	0	0	0	0	0

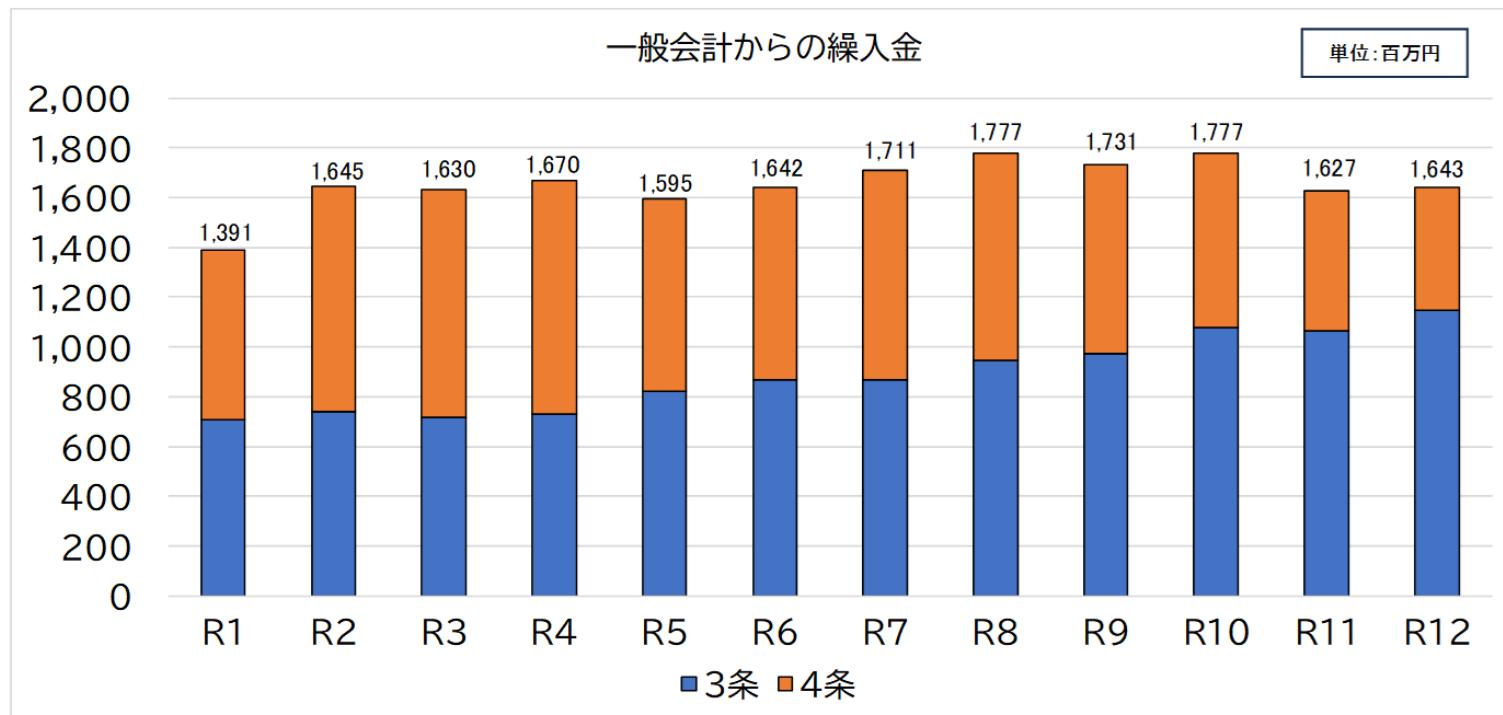
資金不足
解消

※従来と同程度の一般会計繰入金を入れた場合の収支シミュレーション

3 千葉市営水道の料金について

(6) 繰入金の見込み

○料金改定を行う場合の一般会計繰入金の見込みは次のとおりで、令和8年度の約18億円をピークに10年度までは概ね横ばいで推移し、令和12年度には減少する見込みとなっています。



3 千葉市営水道の料金について

（7）県営水道の料金改定に伴う市営水道の料金の考え方

○市民負担の公平性

- ▶市域の大部分を給水している県営水道と料金が異なると、市内における市民負担に格差が生じてしまうことから、負担の公平性を維持する必要があります。

○県営水道の値上げに伴う受水費増への対応

- ▶市営水道は、県営水道から水を購入して給水していることから、県営水道の料金の値上げに伴う受水費の増加により、収支が悪化するため、県営水道と同程度の料金とする必要があります。

○安定した水を供給するための取組み

- ▶安全・安心な水を安定して供給していくため、管路等の老朽化・耐震化を拡充するとともに、建設事業費の増に伴う資金需要に対応するため、一定程度の水道料金の引き上げが必要になります。

○利用者への丁寧な説明

- ▶市営水道の料金改定のあり方について、県営水道の利用者と情報格差が生じないよう、市営水道の利用者にも料金のあり方について、丁寧な説明をしていく必要があります。